

12.8.26  
第46号

拒絶をある 吾等は會社當業者の不遜暴戾を宥すへき  
途をもたざらん 尚幸と静謐裡に解決せしめんと欲し  
案を具し會社を業者の反省を促かしたるに自己の打算  
に盲となつた彼等は峻拒の非禮を敢てした  
茲に於てか吾等は吾等に與へられたる最後の權利で  
ある團結の威力によるストライキを敢行し 以て彼等  
の反省を促さんとするものである

右宣言す

大正十三年七月三十一日

日本電気株式会社従業員一同

勞務甲第八九三號

大正十三年八月三日



警視總監 太田 政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿

東京警備司令官 山梨半造 殿

社會局長官 池田 宏 殿

京都大阪 神奈川 兵庫、

千葉 山梨 栃木 茨城、

各府縣知事 殿

東京地方裁判所檢察正 殿

日本電気株式會社従業員、等 勵争 諭ニ関スル件

(第四報)